

議事要旨(5) 「中小企業の会計に関する指針」について

冒頭、新井副委員長より、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所と連名で公表している「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小会計指針」という。)の公開草案の公表について了承を頂くための審議を行う旨が説明され、続いて、宮治専門研究員より、審議資料に基づき明確化を図る観点からの改正箇所などに関して詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 固定資産の減損に関する記載の変更の提案に関して、中小会計指針において減損損失を認識すべき場合が拡大しているという誤解を招かないための手当ては公開草案の公表にあたってなされているのか。
 - 資産除去債務に関する取扱いを中小会計指針に取込むかどうかに関する検討について、今後の見通しを説明して欲しい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 固定資産の減損に関する記載の変更は、会社計算規則の表現と平仄を合わせる形で明確化を図るものであり、従前の限定的な取扱いの変更を意図したものではなく、この点は、中小会計指針の公開草案等の公表にあたってのプレス・リリースの別紙の中で具体的に記述している。
- 中小会計指針上において資産除去債務をどのように取扱うかに関しては、コスト・ベネフィットも勘案して、中小企業関係者の意見を踏まえて検討を行っていくことにしており、現時点では検討の方向性や時期に関して明確な見通しは有していない。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 資産除去債務の取扱いについてコメントを求めるのであれば、プレス・リリースにおいてその旨が明確に伝わる記載を行うべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- プレス・リリースにおける記載の趣旨は、資産除去債務の取扱いについての検討に今後着手することの表明と検討を進めるにあたっての中小企業関係者への協力をお願いである。

審議の後、企業会計基準委員会として連名で公開草案を公表することを了承するかどうか確認がなされ、了承された。

以 上